

諮問番号：令和4年度（処分）諮問第1号

答申番号：令和5年度（処分）答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和4年9月26日に提起した処分庁大子町長（町税務課）による令和4年7月13日付けの交付要求についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきであるという審査庁の判断は妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 本件処分の根拠となる令和4年7月13日付け交付要求通知書別紙滞納金額内訳書記載の各固定資産税は、処分庁による当該各固定資産税に係る更正処分又は賦課処分自体が違法無効である。したがって、地方税法第373条第4項の規定に基づく交付要求が認められる余地はない。
- (2) 令和3年1月8日付けで行った平成28年度分、平成29年度分、平成30年度分及び令和元年度分の各更正処分並びに令和2年4月24日付けで行った令和2年度分の賦課処分、令和3年4月12日付けで行った令和3年度分の賦課処分及び令和4年4月11日付けで行った令和4年度分の賦課処分については、当該処分に係る審査請求の棄却裁決について取消訴訟が水戸地方裁判所において係属中であることも踏まえ、慎重に審理判断がなされるべきである。
- (3) 本件差押物件については、本件処分に先立つ令和元年12月26日付けで、第三者に対して譲渡され、所有権移転登記も完了しており、他の対象不動産についても同様に第三者に対して譲渡され、所有権移転登記も完了している。
- (4) 処分庁は平成28年度分、平成29年度分、平成30年度分及び令和元年度分の固定資産税に係る各更正処分について「賦課処分」と主張するが、審査請求人が令和3年3月31日に提起した平成28年度分、平成29年度分、平成30年度分、令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分の固定資産税の各更正処分に係る審査請求事件（令和3年第1号）に対する令和4年4月15日付けの審査庁の

裁決書（大総第1号）に「更正処分」との記載があり、審査庁により事実認定されていることから更正処分であることが明らかである。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人に係る固定資産税のうち、平成28年度分、平成29年度分、平成30年度分及び令和元年度分の賦課処分（審査請求人は更正処分と主張）並びに令和2年度分及び令和3年度分の賦課処分については、令和4年4月15日付けの審査庁の裁決書（大総第1号）において、当該賦課処分に係る審査請求が棄却されているため、その処分自体の違法無効について否認するものである。また、令和2年度分の賦課処分については、不服申立期間を既に過ぎていることから、その違法無効を主張することはできない。
- (2) 令和4年度分の賦課処分については、現在、別の審査請求が提起されているところであり、当該審査請求において町の適法性を主張するものである（審査請求人が令和4年6月24日に提起した令和4年度分の固定資産税の賦課処分に係る審査請求事件（令和4年第1号）に対する令和4年11月28日付けの審査庁の裁決書（大総第29号）において、当該審査請求は棄却されている。）。
- (3) 賦課処分と交付要求は法律上の目的及び効果を異にするそれぞれ別個の独立した行政処分であるから、賦課処分が重大かつ明白な瑕疵により無効となるか、又は違法を理由として権限ある機関によって取り消された場合でない限り、先行する賦課処分の違法無効を理由として交付要求の取消しを求めることはできないと解するのが相当である。当該賦課処分は、違法を理由として権限ある機関によって取り消されてもいないことから、当該賦課処分の違法を理由として本件処分の取消しを求めることはできないというべきである。
- (4) 第2-1-(3)の主張に対しては、国税庁が国税徴収法の解釈や運用指針として示している国税徴収法基本通達によれば、滞納者の所有財産がその者の滞納処分により差し押えられ、その後、その差押財産が第三者に譲渡された場合において、滞納者の国税については、参加差押えをすることはできないが、この場合において、交付要求をすることはできると解される。また、同通達において、交付要求は、交付要求を受けた執行機関の滞納処分又は強制執行の手続が解除されず、又は取り消されない限り、その処分の目的となった財産について差押え後に権利の移転があつて

も、その交付要求により配当を受けることができると解されている。また、裁判例（浦和地裁昭和27年12月9日判決及び東京高裁昭和28年6月30日判決）においても、同旨の判決がされている。したがって、審査請求人の主張は、本件審査請求における審理に何ら影響を与えるものではない。

- (5) 審査請求人は、「令和2年度に行った平成28年度分、平成29年度分、平成30年度分及び令和元年度分の賦課処分」は、令和3年1月8日付けでした平成28年度分乃至令和元年度分の固定資産税の各更正処分を指しているものと推測される」と主張するが、当該処分は更正処分ではなく、賦課決定処分であり、審査請求人の更正処分との主張は認められない。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員が検討した事項

(1) 本件処分の根拠となる処分庁による賦課処分の有効性について

ア 本件処分の根拠となる処分庁による賦課処分に係る審査請求については、令和4年4月15日付けの審査庁の裁決書（大総第1号）、令和4年11月28日付けの審査庁の裁決書（大総第29号）において棄却されている。また、前者においては水戸地方裁判所「令和4年（行ウ）第14号固定資産税更正処分等取消請求事件」、後者においては「令和5年（行ウ）第1号固定資産税賦課処分取消請求事件」が提起され、現在係争中であり、違法無効を理由として当該賦課処分が取り消された事実はなく、当該賦課処分は有効であると認められる。

(2) 交付要求手続の適法性について

ア （一財）大蔵財務協会発刊「令和3年版国税徴収法基本通達逐条解説（P859）」によれば、「交付要求は、滞納者の財産につき強制換価手続が開始された場合に、その手続に参加して配当を受け、それにより国税を徴収する制度である。」とし、「交付要求をすることができるのは、①滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合であること、②納期限を経過した未納の国税（滞納国税）があることである。」とする。

イ 地方税法第373条第4項は、「滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。」とし、同条第7項にお

いて「その他固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。」と規定している。また、同法第13条の2第1項第1号において、強制換価手続とは「納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続が開始されたとき。」と規定している。

ウ 上記を踏まえて本件処分を検討した場合、処分庁は、審査請求人が神奈川県内に所有する不動産に対し滞納処分の最初の手続である差押えが行われたことから、「滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合」（地方税法第373条第4項）に当たるとし、令和4年7月13日、交付要求の決定を行い、審査請求人に対し交付要求通知書を送付することにより告知（同法第373条第7項）及び教示（行政不服審査法（平成5年法律第88号）第82条第1項）をし、当該通知書は同月19日に審査請求人に到達している。このことから、交付要求の手続に違法性は認められない。

(3) 本件処分に先行する本件差押物件の譲渡等について

ア (1) 第2-2-(4)の主張を支持する。

(4) 「更正処分」と「賦課処分」について

ア 「賦課決定」とは、地方税法第17条の4第1項1号において、「普通徴収の方法によって徴収する地方税の税額を確定する処分」をいい、新たに課税する場合、一度賦課決定された税額を増額、減額する場合は、いずれも賦課決定とされる。一方、「更正」とは、納税者又は特別徴収義務者が申告納付納入又は特別徴収により徴収する地方税について提出した申告書に記載された課税標準額又は税額を増額、減額する処分のこととされる（地方税法第321条の11）。

イ 令和4年4月15日付けの審査庁の裁決書（大総第1号）における「更正処分」は後者の意味合いで使用されているに過ぎないと解される。そして、第2-1-(4)の主張については、本件処分の審理に影響がない。

2 審理員の結論

上記のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年3月30日 諮問書の受理

令和5年4月26日 第1回審議

令和5年5月 8日 審査請求人及び処分庁に対し主張書面又は資料の提出依頼

令和5年5月24日 審査請求人から主張書面は提出しない旨の回答

令和5年6月 9日 第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 審査会が検討した事項

(1) 審理手続の適正性について

審査庁による審理員の指名及び審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項及び同法第2章第3節の規定に基づき適正に行ったものと認められる。

(2) 本件処分の適法性について

ア 争点整理

審理関係人の主張を踏まえ、本件の争点は、本件処分の根拠となる処分自体の違法無効、本件差押物件の第三者への譲渡、更正処分と賦課処分の認定に該当するか否かである。

イ 争点に対する判断

①本件処分の根拠となる処分自体の違法無効について

本件処分の根拠となる処分庁による賦課処分に係る審査請求に対する裁決書及びこれらの処分の取消しの訴えについて、事件記録のインカメラ審理によってこれらの事実を確認した。当該賦課処分については、現在係争中であり、違法無効を理由として取り消された事実はないことから、有効であると認められる。

また、本件処分の要件とされる滞納者の財産につき差押え（強制換価手続）が行われた場合であること、納期限を経過した未納の固定資産税があることの実事も確認でき、手続についても違法又は不当な点は認められない。

②本件差押物件の第三者への譲渡について

昭和41年8月22日付徴徴4—13外5課共同「国税徴収法基本通達の全文改正について」（法令解釈通達）82条関係において、交付要求の効果につい

ては、「(2) 交付要求は、交付要求を受けた執行機関の滞納処分又は強制執行の
手続が解除されず、又は取り消されない限り、その処分の目的となった財産に
ついて差押え後に権利の移転があっても、その交付要求により配当を受けるこ
とができる（昭和 27. 12. 9 浦和地判、昭和 28. 6. 30 東京高判参照）。」に留意す
ることとされている。このことから、審査請求人の主張は理由がない。

③更正処分と賦課処分の認定について

令和 4 年 4 月 1 5 日付けの審査庁の裁決書（大総第 1 号）における「更正処
分」は、意思決定過程をみても、地方税法における「賦課決定」の意味合いで
使用されているに過ぎないと解される。このことから、審査請求人の主張は、
本件審査請求における審理に何ら影響を与えるものではない。

2 審査会の結論

上記のとおり、本審査会は、審査請求人の主張、処分庁の主張、審理員意見書等を
具体的に検討した結果、本件審査請求は棄却されるべきとした審理員の意見書は妥当
であると判断する。

令和 5 年 6 月 1 9 日

太子町行政不服審査会

会長 仲 野 栄

委員 飯 村 由美子

委員 渡 邊 和 行

委員 大 蔵 由 雄

委員 石 井 幸 子